

栃木県へき地医療支援機構設置要綱

第1 設置の目的

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省通知「へき地保健医療対策事業について」に基づき、県は、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、栃木県へき地医療支援機構（以下「支援機構」という。）を設置する。

第2 支援機構の体制

- 1 支援機構にへき地で相当の診療経験を有する専任担当者（医師）を置く。
なお、専任担当者は、へき地医療対策の各種事業に対し、助言・調整等を行う。
- 2 支援機構のもと、別途定めるところにより、へき地医療支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。
なお、必要により支援会議の下に実務担当者会議を設置することができる。
- 3 支援機構の事務局を医療政策課内に置く。

第3 支援機構の事業

支援機構は、支援会議の議を経て、へき地医療支援計画を策定し、次の事業を行う。

- (1) 総合的な診療支援の企画・調整に関すること。
- (2) へき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）に対する医師派遣の要請に関すること。
- (3) 拠点病院における派遣医師等の登録及び当該人材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関すること。
- (4) 拠点病院における巡回診療の実施に係る調整に関すること。
- (5) 拠点病院の活動評価に関すること。
- (6) へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。
- (7) へき地保健医療情報システムの管理等に関すること
- (8) へき地医療に係る調査・研究の企画・調整に関すること。
- (9) その他へき地医療の支援に関すること。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。